

# ケアイノベーション株式会社

指定地域密着型通所介護事業  
第1号通所事業（予防給付型）  
デイサービスリアン  
運営規程

## （事業の目的）

第1条 ケアイノベーション株式会社が実施する通所介護事業/第1号通所事業（以下、通所介護事業という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態（以下、「要介護状態等」という。）となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族的・身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

## （運営の方針）

第2条 本事業の運営の方針は、以下のとおりとする。  
(1) 通所介護事業は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護の状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。  
(2) 事業者自らその提供する通所介護事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。  
(3) 通所介護事業の提供に当たっては、通所介護計画/第1号通所事業（予防給付型）計画（以下、通所介護計画）に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。  
(4) 通所介護事業の提供に当たる従業者は、通所介護事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。  
(5) 通所介護事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。  
(6) 通所介護事業は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

## （事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。  
1 名称 デイサービスリアン  
2 所在地 下関市川中本町1-10-38-101

## （従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。  
1 管理者 1人  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。また他の従業者と協力して通所介護計画の作成等を行う。  
2 生活相談員 1人以上  
生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談、援助その他通所介護の提供を行う。  
3 介護職員 1人以上  
介護職員は、介護その他の通所介護の提供に当たる。  
4 機能訓練指導員 1人以上

## （事業所の設備）

第5条 事業所に備えるべき設備は、次のとおりとする。  
1 通所介護計画の作成に必要となる書類、生活指導、生活相談、機能訓練等に必要となる資料、生活指導、生活相談、機能訓練等に必要となる資料、生活指導、生活相談、機能訓練等に必要となる資料。  
2 前項に定めるもののほか、事業所は利用者から以下の費用の支払いを受けるものとし、その額は別表のとおりとする。  
(1) おやつ等の提供に要する費用 100円、おやつ代 210円、その他の日常生活費  
(2) 次次に定める通常の事業の実施地域を越えて行う場合の送迎費用  
事業実施地域を越えてから1kmにつき100円  
(3) 利用日の前営業日の17時までにご連絡がなかった場合 キャンセル料（おやつ代100円）  
(4) 趣味・レクリエーション材料費として希望に応じて実費

## （事業所の利用料）

第6条 事業所が利用者から前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。  
第7条 事業所が利用者から第1項及び第2項の費用の支払いを受けたときは、サービスの内容・金額を記載した領収書（法定代理受領サービスに該当しない場合、サービス提供証明書）を利用者に交付することとする。

## （通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域（送迎の実施地域）は、「旧下関市（離島を除く）」の区域とする。

## （サービス利用に当たっての留意事項）

第10条 利用者が事業所の提供するサービスを利用するに当たっての留意事項は次のとおりとする。  
(1) 設備・機器の利用 : 設備、器具は本来の用法に従って職員指導の下、正しくご利用下さい。これに反し故意に強引なご使用等で破損・不具合等が生じた場合賠償していただくこともございます。  
(2) 禁煙 : 敷地内禁煙となっております。  
(3) 迷惑行為等 : 騒音・暴力等、他の利用者の迷惑となる行為はご遠慮ください。また、施設内の居室等に立ち入らないようにして下さい。  
(4) 現金等の管理 : 利用料支払い等に必要な現金以外についての持ち込みはご遠慮願います。やむを得ない場合は、事務所にご相談ください。  
(5) 宗教活動・政治活動 : 事業所内の他の利用者に対する宗教活動、及び政治活動はご遠慮願います。  
(6) ペットの持ち込み : 衛生上、ペットの持ち込みはご遠慮願います。  
(7) 嗜好品の持ち込み（おやつ等） : おやつ等の嗜好品の持ち込みはご遠慮願います。他の利用者及び職員への手土産等もご遠慮ください。  
(8) セクシャルハラスメント行為 : 他の利用者及び職員に対して、一般的にセクハラとみなされる言動（性的な言動等）はご遠慮願います。  
(9) 施設内の写真や動画撮影行為、SNS投稿 : カメラや携帯電話等による事業所内や他の利用者、職員の写真や動画撮影、SNS投稿等は個人情報等の漏洩防止のためご遠慮願います。必要不可欠な事情による写真や動画撮影は、事業所の許可を得たうえで、他の利用者及び職員の意向に留意し撮影願います。

## （衛生管理対策）

第11条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備等について「衛生管理マニュアル」を作成し、衛生的な管理に努める。

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、指導、助言を行う

## （営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。  
ただし、災害、悪天候等止むを得ない事情が生じた場合は、利用者等に連絡の上変更することがある。  
1 営業日  
月曜日～土曜日（祝日含む・日曜日休み）年末年始12月30日～1月3日迄休み  
2 営業時間  
午前8時30分から午後5時30分  
3 サービス提供時間（前月の時間から送迎に要する時間を除く時間）  
1単位目 午前9時から午後12時  
2単位目 午後1時15分から午後4時30分

## （通所介護事業の利用定員）

第6条 本事業所の利用定員は、全日 月曜日～土曜日 1単位10名、2単位10名とする。

## （通所介護事業の内容）

第7条 事業所が行う通所介護の内容は次のとおりとする。  
1 通所介護計画の作成：利用者の状態に合った計画書を作成する。  
2 生活指導：生活を送る上で困難な部分について、指導・助言を行う。  
3 機能訓練：機能訓練指導員より直接運動指導を行う。  
4 介護サービス：必要に応じて、歩行介助・排泄介助・移乗介助を行う。  
5 健康状態の確認：検温・血圧測定を行い、健康状態を確認する。  
6 送迎：自宅玄関から施設玄関まで送迎を行う。  
7 介護に関する相談援助：必要に応じて、介護に関する相談・助言を行う。  
第8条 事業所がサービスを提供するに当たっては以下のことを遵守するものとする。  
① あらかじめ利用（申込）者又はその家族に、サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得て、提供を開始する。  
② 利用者の被保険者証により認定の有無有効期間を確認し、要介護認定の申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。また、認定審査意見があるときには、それに配慮する。  
③ 前項第1号の通所介護計画を作成し、計画にわたったサービスを提供する。既に、居宅サービス計画が作成されている利用者においては、その内容に沿った通所介護計画を作成する。  
④ 事業所は、正当な理由により、利用申込者に対し、自ら適切な通所介護事業を提供することが困難であると認めた場合には、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の通所介護事業者等の紹介、その他必要な措置を速やかに講じる。  
第9条 事業所は、正当な理由なくサービス提供を拒まない。

## （地域密着型通所介護/第1号通所事業の利用料その他の費用）

第8条 通所介護事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣（第1号通所事業においては下関市）が定める基準によるものとし、当該通所介護事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額（一定以上の所得を有する方は2割または、3割の額）とする。

## （緊急時又は事故発生時の対応）

第12条 事業所及びその従業者は、地震、火災等の非常災害に際して、利用者の安全確保を最優先とした避難、誘導等の措置を取るものとする。  
第13条 事業所及びその従業者は、サービスの提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたとき、又は事故が発生したときは、速やかに主治医に連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に報告を行うものとする。  
第14条 事業所は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものとする。  
(緊急時又は事故発生時の対応)  
第13条 事業所及びその従業者は、サービスの提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたとき、又は事故が発生したときは、速やかに主治医に連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に報告を行うものとする。  
第14条 事業所は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものとする。  
(居宅介護支援事業者との連携)  
第14条 事業所は、事業の実施に際し、居宅介護支援事業者（必要と判断される場合は、主治医、保健医療・福祉サービス提供者を含む）と連携し、以下の場合には必要な情報を提供することとする。  
1 利用者がサービス計画の変更を希望し、それが適切と判断される場合  
2 次の理由により適切なサービス提供は困難と判断される場合  
① 第6条に定める利用定員を超える場合  
② 第9条に定める通常の事業の実施地域外の利用者で送迎等に対応できない場合  
③ 利用者が正当な理由がなく通所介護事業の利用に関する指示に従わないため、サービス提供ができない場合  
④ その他正当な理由により受け入れられないと判断した場合  
第15条 事業所及びその従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者等に対し、利用者サービスを利用させることへの対価として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。  
(利益供与の禁止)  
第16条 事業所及びその従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。  
第17条 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、

従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨に従業者との雇用契約の内容とする。

- 3 サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

(苦情処理)

第17条 利用者やその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、事業所に苦情受付窓口を設置する。苦情が生じた場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、従業者で検討会議を行い、必ず具体的な対応を行う。また、苦情記録、その対応を台帳に保管し、再発を防ぐ。詳細は別紙「利用者の苦情を処理するために講ずる処置の概要」による。

(虐待の防止に関する事項)

第18条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待防止のための指針を整備する。
- ③ 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- ④ 前③号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。  
担当者については、管理者がその職務に当たるものとする。

管理者：岡林 剛司

- 2 事業所はサービス提供中に、当該事業所従事者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に連絡するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 本事業の社会的使命を十分認識し、従業者の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。

- 2 この規程の概要等、通所介護事業者の勤務の体制、その他利用（申込）者のサービス選択に関係する事項については、事業所内の見やすい場所に掲示する。
- 3 第7条第1項第1号の通所介護計画、及びサービス提供記録については、それらを当該利用者に交付する。
- 4 第7条第1項第1号の通所介護計画、及びサービス提供記録、第13条第2項に規定する事故発生時の記録、第14条第2項に規定する市町村への通知、並びに前条の苦情処理に関する記録については、整備の上、完結してから5年間保存する。
- 5 都道府県及び市町村、並びに国民健康保険団体連合会（以下、「都道府県等」という。）からの物件提出の求めや質問・照会等に対応し、その調査に協力するとともに、都道府県等からの指導・助言に従って必要な改善を行う。また、都道府県等から求められた場合には、その改善の内容を都道府県等に報告する。
- 6 指定地域密着型通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区別する。
- 7 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は「ケアイノベーション株式会社」デイサービスリアンで定める。

(附 則)

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

この規定は、令和8年4月1日から施行する。